

平成25年3月19日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規則

○秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(17・環境管理課) 1
----------------------------	------------	---------

規 則

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十七号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第五条の見出しを「(方法書等の送付)」に改め、同条第二項中「方法書」の下に「及び要約書(以下「方法書等」という。)」を加え、同条第二項中「方法書」の下に「等」を加える。

第七条(見出しを含む。)中「方法書」の下に「等」を加える。

第八条第一号中「その」を「、その」に改め、同条第五号中「方法書」の下に「等」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(方法書等の公表)

第八条の二 条例第七条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
 - 二 県の協力を得て、県のウェブサイトに掲載すること。
 - 三 関係する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。
- 2** 事業者は、前項の公表を行ったときは、速やかに、知事及び条例第六条の市町村長に対し、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書により報告するものとする。
- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業実施区域
 - 四 公表の年月日及び方法
 - 五 その他参考となる事項

(方法書説明会の開催)

第八条の三 条例第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告等)

第八条の四 第六条第一項の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

- 2** 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 対象事業実施区域
 - 四 条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 - 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- 3** 条例第七条の二第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による通知書により行うものとする。
- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模

- 三 対象事業実施区域
- 四 方法書説明会の開催の日時及び場所
- 五 公告の年月日及び方法
- 六 その他参考となる事項

(方法書説明会についての報告)

第八条の五 条例第七条の二第四項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書により行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 方法書説明会の開催の日時及び場所
- 五 方法書説明会の参加人数、経過及び概要
- 六 その他参考となる事項

2 前項の報告書には、方法書説明会で配付した資料を添付するものとする。

(責めに帰することができない事由)

第八条の六 条例第七条の二第五項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書説明会を開催しない場合の報告)

第八条の七 条例第七条の二第六項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書により行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 方法書説明会の開催を予定していた日時及び場所並びに方法書説明会を開催しない理由
- 五 その他参考となる事項

第九条第一項第一号中「その名称」を「、その名称」に改める。

第十二条第一項中「要約書」の下に「(以下「準備書等」という。)」を加え、同条第二項中「及び要約書」を「等」に改める。

第十五条中「及び要約書」を「等」に改める。

第十六条第一号中「その」を「、その」に改め、同条第五号中「準備書」の下に「等」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(準備書等の公表)

第十六条の二 第八条の二の規定は、条例第十五条の規定による準備書等の公表について準用する。この場合において、第八条の二第二項中「条例第六条の市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

第十七条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

第十七条 第八条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会の開催について準用する。この場合において、第八条の三中「条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第十八条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「第六条第一項」の下に「及び第八条の四第二項」を、「第十六条第二項」の下に「において準用する条例第七条の二第二項」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第八条の四第二項第四号中「条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第十八条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第八条の四第三項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第八条の四第三項第四号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第十九条から第二十一条までを次のように改める。

(準備書説明会についての報告)

第十九条 第八条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の規定による報告について準用する。この場合において、第八条の五(見出しを含む。)中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十条 第八条の六の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第五項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものについて準用する。この場合において、第八条の六中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会を開催しない場合の報告)

第二十一条 第八条の七の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第六項の規定による報告について準用する。この場合において、第八条の七の見出し及び同条第四号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十五条第二項第一号中「その」を「、その」に改める。

第二十六条第二項第一号中「その名称」を「、その名称」に改める。

第三十五条第一項中「要約書」の下に「(以下「評価書等」という。)」を加え、同条第二項中「及び要約書」を「等」に改める。

第三十七条中「及び要約書」を「等」に改める。

第三十八条第一号中「その」を「、その」に改め、同条第五号中「評価書」の下に「等」を加え、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(評価書等の公表)

第三十八条の二 第八条の二の規定は、条例第二十三条の規定による評価書等の公表について準用する。この場合において、第八条の二第二項中「条例第六条の市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

第四十一条第二項第一号及び第四号並びに第四十三条第二項第一号中「その」を「、その」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(事後調査報告書の公表)

第四十五条の二 条例第三十二条第二項の規定により事後調査報告書を公表する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り閲覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 県の庁舎その他の県の施設
- 三 関係する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

2 条例第三十二条第二項の規定による事後調査報告書の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
- 二 県の協力を得て、県のウェブサイトに掲載すること。
- 三 関係する市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

3 前項の公表は、事後調査報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

4 事業者は、第二項の公表を行ったときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書により報告するものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 公表の年月日及び方法
- 五 その他参考となる事項

第四十七条第一項中「第三十三条第一項及び第二項」を「第三十三条」に改め、同項の表第七条、第八条第一項、第九条及び第十条第一項の項中「第七条」の下に「、第七条の二第二項から第六項まで」を加え、同表第十四条第二項、第十五条、第十六条第一項から第六項まで、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第四項、第二十条第二項並びに第二十一条第一項の項中「第十六条第一項から第六項まで」を「第十六条」に改め、同条第二項中「第四十条第三号」を「第四十条第七号」に改め、同項の表第五条の項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五条第一項第一号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
-----------	---	-------------

	ては、その名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所 在地)	
第五条第一項第 二号から第四号 まで	対象事業	都市計画対象事業
第五条第二項	条例第六条	第四十七条第一項の規定により読み替え て適用される条例第六条

第四十七条第二項の表第六条第二項の項中「第六条第二項」を「第六条第二項各号列記以外の部分」に改め、同項の次に次のように加える。

第六条第二項第 一号	事業者の氏名及び 住所（法人にあっ ては、その名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
第六条第二項第 二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業

第四十七条第二項の表第八条第一号の項中「その」を「、その」に改め、同表第八条第七号及び第九条第一項の項中「及び第九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

第八条の二第 一 項	条例第七条	第四十七条第一項の規定により読み替え て適用される条例第七条
第八条の二第 一 項 第 一 号	事業者	都市計画決定権者
第八条の二第 二 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分	事業者 条例第六条	都市計画決定権者 第四十七条第一項の規定により読み替え て適用される条例第六条
第八条の二第 二 項 第 一 号	事業者の氏名及び 住所（法人にあっ ては、その名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
第八条の二第 二 項 第 二 号 及 び 第 三 号	対象事業	都市計画対象事業
第八条の二 一 項	条例第七条の二第 一 項	第四十七条第一項の規定により読み替え て適用される条例第七条の二第一項

	条例第六条	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第六条
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第八条の四第二項及び第二項	条例第七条の二第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第八条の四第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第八条の四第二項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第八条の四第二項第四号	条例第六条	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第六条
	対象事業	都市計画対象事業
第八条の四第三項	条例第七条の二第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第八条の四第三項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第八条の四第三項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第八条の五第一項	条例第七条の二第四項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第四項
第八条の五第一項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第八条の五第一項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業

第八條の六	条例第七條の二第五項	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の二第五項
	事業者	都市計画決定権者
第八條の七	条例第七條の二第六項	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第七條の二第六項
第八條の七第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第八條の七第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第九條第一項	条例第八條第一項	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第八條第一項

第四十七條第二項の表十條の項の次に次のように加える。

第十條第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第十條第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業

第四十七條第二項の表第十二條の項中「第十二條」を「第十二條第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二條第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第十二條第二項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第十二條第二項	条例第十四條第一項	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第十四條第一項

第四十七條第二項の表第十三條の項の次に次のように加える。

第十三條第二号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称
---------	------------	-------------

	住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
第十三条第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業

第四十七条第二項の表第十六条第一号の項中「その」を「、その」に改め、同表第十六条第七号の項の次に次のように加え、同表第十七条事業者の項を削る。

第十六条の二	条例第十五条	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第十五条
--------	--------	--------------------------------

第四十七条第二項の表第十八条第一項及び第二項の項を次のように改め、同表第十八条第二項第一号の項から第十八条第三項の項までを削る。

第十八条	条例第十六条第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項
	条例第七条の二第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項

第四十七条第二項の表第十九条の項から第二十一条第一項の項までを次のように改める。

第十九条	条例第十六条第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項
	条例第七条の二第四項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第四項
第二十条	条例第十六条第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項
	条例第七条の二第五項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第五項
第二十一条	条例第十六条第二項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項
	条例第七条の二第六項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第六項

第四十七条第二項の表第二十一条第三項の項を削り、同表第二十三条の項の次に次のように加える。

第二十三条第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
----------	---	-------------

第二十三條第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
---------------	------	----------

第四十七條第二項の表第二十五條の項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改め、同表第二十五條第二項第一号の項中「その」を「、その」に改め、同表第三十五條の項中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五條第一項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第三十五條第一項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第三十五條第二項	条例第二十二條	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第二十二條

第四十七條第二項の表第三十八條第一号の項中「その」を「、その」に改め、同表第三十八條第二号及び第三号の項の次に次のように加える。

第三十八條の二	条例第二十三條	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第二十三條
---------	---------	---------------------------------

第四十七條第二項の表第四十條第一号の項及び第四十條第二号の項を次のように改める。

第四十條第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第四十條第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業

第四十七條第二項の表第四十條第二号及び第三号の項の次に次のように加える。

第四十條第五号	条例第二十五條第一項第一号	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第二十五條第一項第一号
第四十條第六号	条例第二十五條第一項第二号	第四十七條第一項の規定により読み替えて適用される条例第二十五條第一項第二号

第四十七條第二項の表第四十一條第二項第一号の項中「その」を「、その」に改める。

第五十一條の表第四十四條の項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十四條第一	事業者	法対象事業者
---------	-----	--------

項 第一号	対象事業	法対象事業
第四十四条第二 項 第二号及び第 三号	対象事業	法対象事業
第四十四条第二 項	条例第三十一条	条例第三十五条において準用する条例第 三十一条
第四十四条第二 項 第一号	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第四十四条第二 項 第二号及び第 三号	対象事業	法対象事業

第五十一条の表第四十五条第一項の項の次に次のように加える。

第四十五条第一 項 第一号から第 四号まで	対象事業	法対象事業
-----------------------------	------	-------

第五十一条の表第四十五条第二項の項の次に次のように加える。

第四十五条の二 第一項	条例第三十二条第 二項	条例第三十五条において準用する条例第 三十二条第二項
	事後調査報告書	調査報告書
第四十五条の二 第一項 第一号及 び 第四号	事業者	法対象事業者
第四十五条の二 第二項	条例第三十二条第 二項	条例第三十五条において準用する条例第 三十五条第二項
	事後調査報告書	調査報告書
第四十五条の二 第二項 第一号	事業者	法対象事業者
第四十五条の二 第三項	事後調査報告書	調査報告書
第四十五条の二 第四項	事業者	法対象事業者
第四十五条の二 第四項 第二号及 び 第三号	対象事業	法対象事業

第五十一条の表に次のように加える。

第四十六条第二 項第二号及び第 三号	対象事業	法対象事業
--------------------------	------	-------

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。